

# 大学院大学至善館 研究倫理規程

2023年3月9日制定

## (目的)

第1条 この規程では、本学における公正な研究活動を行うための研究倫理を促進し、研究活動に係る不正を防ぐことを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この規程において、「研究活動」とは、人類が直面する課題に対して、既存の知に立脚しつつ、観察や調査を通じたデータの収集と分析、さらには自らの省察や発想を通じて、新たな知を生み出し、社会に発信する営みをいう。
- 2 この規程において「研究者」とは、本学において研究を行う、教員および学生を含む、全ての者をいう。
- 3 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、次の各号に掲げることを行う、およびこれに助力することをいう。
- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果を作成すること。
  - (2) 改竄 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - (3) 盗用 研究者が、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示無く流用すること。
  - (4) その他 その他、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- 4 この規程において「悪意」とは、専ら被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど専ら被告発者に何らかの損害を与えることや、被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。
- 5 この規程において「研究資料等」とは、研究活動において生ずる文書、数値データおよび画像等の研究資料ならびに実験試料、標本および装置等の有体物をいう。
- 6 この規程において「研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育」とは、公正な研究活動を推進するための倫理規範の習得を促すとともに、研究活動に係る不正行為を事前に防止するために、大学が研究者に対して実施する教育をいう。

## (大学の責務)

- 第3条 本学は、研究倫理の促進を図り、研究活動に係る不正行為を防止するため、必要な措置を講じる。
- 2 本学は、不正が疑われる事態が生じた場合、迅速かつ適切にその解明に向けた手立てを講じる。
- 3 本学は、本学における不正行為が認められた場合、内外に対してそれを明らかにしアカウンタビリティを果たすとともに、原因の究明を行い、適切な対策を講じることで、研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育を推進し、不正行為を防止する体制の改善を図る。

(最高管理責任者)

第4条 本学における、研究倫理の促進及び、研究に関わる不正の防止について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第5条 大学は、最高管理責任者を補佐し、本学における研究倫理の促進ならびに、研究活動に係る不正の防止対策に関して、大学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、以下の各号に掲げる役割と責任を負う。

(1) 研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育の実施計画を策定・実施するとともに、実施状況を確認し、定期的に最高責任者に報告する。

(2) 第6条に定める部局責任者に各部局における研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育の実施を指示するとともに、実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告する。

(部局責任者)

第6条 大学は、研究倫理の促進ならびに、研究活動に係る不正の防止対策に関して、各部局における役割と責任を持つ者として部局責任者を置き、各部局の長をもって充てる。なお、部局責任者を統括管理責任者が兼務することができる。

2 部局責任者は、統括管理責任者の指示のもと、自らの管理監督する部局の構成員に対して研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育の実施)

第7条 統括管理責任者は、研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育の実施計画の策定にあたっては、その対象、時間・回数、実施時期、内容等、具体的に示す。

2 部局責任者は、当該部局の構成員に対して、研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育を行う。

3 研究倫理および研究活動に係る不正行為の防止に関する教育の実施にあたっては、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール、手続き・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、機関における不正対策等について説明する。

4 教職員および学生は、部局責任者が実施する研究倫理および不正行為の防止に関する教育において、自らがその対象者となる場合には必ず受講しなければならない。

5 統括管理責任者は、教育の受講状況および理解度について把握を行うものとする。そのうえで、教育の内容について定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

(研究者の基本的責務)

第8条 研究者は、研究活動を行うに当たり、自己の良心に従い、誠実に行動する。

2 研究者は、研究活動に係る不正の未然の防止に努める。

3 研究者は、不正行為が行われていることを知ったときは、その旨を報告する。

(人を対象とした研究における倫理的配慮)

- 第9条 研究者が人を対象とし、個人の行動や環境、心身等に関する情報を収集する研究を行うときには、対象者の人権および尊厳を重んじ、個人情報の保護に留意しなければならない。
- 2 研究者は、研究の実施に先立ち、研究の過程における対象者の人権および尊厳の尊重、個人情報の保護について十分に検討を行い、懸念がある場合には部局責任者に研究計画書を提出し、研究倫理審査を求める。
  - 3 部局責任者は、研究者から研究倫理審査を求められた場合、研究倫理審査を行うための委員会（以下、「審査委員会」という）を組成する。
  - 4 審査委員会は、部局責任者および、部局責任者が指名する教員および職員から構成し、部局責任者が審査委員会の長を務める。
  - 5 審査委員会が倫理審査を行うにあたっては、対象者の権利と福利を保護することを第一義に審査を行う。審査においては、研究計画の可否に加え、研究計画に懸念がある場合には改善指導案の検討を行う。
  - 6 部局責任者は、審査の結果を速やかに研究者に通知する。研究計画に懸念がある場合には、研究計画の改善を行った上で研究を実施するよう求める。
  - 7 研究者は、研究倫理審査の結果を踏まえ、求められる改善を行った上で研究を行わなければならない。

（研究情報の管理）

- 第10条 研究者は、研究活動の正当性の証明手段の確保を目的として、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を研究成果を発表した日より、少なくとも5年の間、適切に保存しなければならない。
- 2 研究者は、対象者から第9条第1項に規定される個人の情報を取得する場合には、対象者から自由意志に基づく同意を文書、電磁的方法、その他の手段で得なければならない。
  - 3 研究者は、研究のために取得した資料や情報について、不正な行為や不注意によって外部に漏洩することのないよう、必要な措置を講じる。
  - 4 研究者は、研究により得られた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。
  - 5 研究者は、第15条第2項に規定する調査委員会が、当該研究活動に係る研究資料等の開示の必要性および相当性を認めた場合には、当該研究資料等を開示しなければならない。

（研究成果の適切な公表）

- 第11条 研究者は、研究成果の公表にあたっては、データや論拠の信頼性の確保に十分留意し、常に公正かつ適切な引用を行うように努める。
- 2 研究者は、研究成果の公表に際しては、研究成果の帰属（オーサーシップ）や、既発表の関連データの利用基準、著作権等に十分な注意を払う。
  - 3 研究者は、共同研究における成果の公表に際しては、それぞれの研究者の実質的な貢献度を適切に反映させる。

（他者の業績評価）

- 第12条 研究者は、他者の研究論文等の査読その他研究業績の評価を行うときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等および自己の知見に基づき適切に評価を行う。
- 2 研究者は、研究業績の評価の際に得られた情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(不正行為に関する告発窓口)

- 第13条 本学に、研究活動に係る不正行為に関する告発等（本人からの申出も含む）、または告発の意思を明示しない相談を受けつける窓口を置き、事務局長をもって告発窓口担当者に充てる。
- 2 告発窓口の名称、場所、連絡先および利用方法を、学内の構成員に対して広報するとともに、学外に対しても公表する。
  - 3 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
  - 4 告発窓口の担当者は、告発等を受けたのち、迅速に統括責任者に報告を行う。
  - 5 統括管理責任者は、告発等の報告を受けたのち、当該告発を受理するか否かの判断を行う。
  - 6 告発は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者、不正行為の様態等、事案の内容が明示されるとともに、研究活動に関する不正行為が疑われる場合には、不正とする合理的な理由が示されているもののみを受け付ける。
  - 7 告発窓口担当者は、統括管理責任者の判断に基づき、告発者に対し、告発の受理または不受理について通知する。

(告発者および被告発者の保護)

- 第14条 大学は、告発者または被告発者に対して、告発をした、または告発をされたことのみを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

(不正行為に関する調査委員会の設置)

- 第15条 告発を受理したのち、統括管理責任者は、最高管理責任者に速やかに報告するとともに、不正行為に関する調査を行うための委員会（以下、「調査委員会」という）を組成する。
- 2 調査委員会は、統括管理責任者および、統括管理責任者が指名する教員、事務職員で構成し、統括管理責任者が委員会の長（以下、「調査委員長」という）を務め、当該疑義に関する調査活動、報告書の作成、調査結果の公表等全ての活動を統括する。
  - 3 告発者および被告発者、不正行為が疑われる研究活動あるいは研究費の取り扱いに直接の利害関係を持つ者は、委員会メンバーに含めない。統括管理責任者がこれに含まれる場合は、最高管理責任者あるいは最高管理責任者が指名するものが統括管理責任者に代わる者とする。
  - 4 公正性および透明性の確保の観点から、調査委員の半数以上は本学に属さない外部有識者（不正行為が疑われる研究活動の専門分野において実績を有する研究者等）で構成する。外部有識者は、本学および告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者に限る。

(調査委員に関する異議申し立て)

- 第16条 調査委員長は、調査委員会設置後、調査委員の氏名および所属について、告発者および被告発者に通知する。
- 2 告発者および被告発者は、調査委員長が通知した調査委員について、調査委員長が定めた期間内に異議を申し立てることができる。
  - 3 調査委員長は、告発者または被告発者からの異議申し立てを受けた場合には、最高責任者に、速やかに報告するとともに、その内容を審査し、申し立てが妥当であると判断したときは、調査委員を交代させる。

(予備調査の実施)

- 第17条 調査委員会の設置後、調査委員会は、速やかに告発された不正行為行為が行われた可能性、告発で示された理由の論理一貫性、大学が定める研究資料の保存期間を越えるか否かなどにより、告発内容の合理性ならびに調査可能性について予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発について予備調査を行う場合、調査委員会は、取り下げに至った経緯・事情を含めて予備調査を行う。
  - 3 調査委員会は、告発を受け取って30日以内に、本調査実施の要否を決定する。
  - 4 本調査を行わないことを決定した場合、その結果を告発者に通知する。
  - 5 調査委員会は、予備調査に関わる資料等を保存し、配分機関および告発者の求めに応じ開示する。

(本調査の実施)

- 第18条 予備調査の結果、本調査の実施が決定された場合、調査委員会は、告発を受け取って60日以内に当該告発に関する本調査を開始する。
- 2 調査委員会は、不正行為の疑いに関する以下の各号について、客観的かつ合理的な情報をもとに、公平不偏に本調査を実施する。
    - (1) 不正行為の有無
    - (2) 不正行為の内容
    - (3) 不正行為に関与した者とその関与の程度
  - 3 調査委員会は、告発において指摘された事案に係る研究資料等の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
  - 4 本調査の過程において、被告発者および調査に協力した者の名誉、プライバシー等に十分な配慮を行い、被告発者には公正な聴聞、反論、弁明の機会を与えるものとする。また、被告発者本人の証言に加え、複数の者からの情報を求めるものとする。
  - 5 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に第2項の各号についての結論を、その裏付けとなる事実情報とともに、本調査結果報告書にまとめる。
  - 6 調査委員会は、速やかに本調査結果報告書を最高管理責任者に報告する。また、不正行為が認められた場合には、合わせて再発防止策についても意見を述べる。

(証拠の保全)

- 第18条の2 調査機関は本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第18条の3 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為の認定における留意事項)

- 第19条 調査委員会は、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の認定を行う。被告発者の自認を唯一の根拠として不正行為を認めることはできない。
- 2 本調査の過程において、不正行為に関する証拠が提出された場合、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが晴れないときは、不正行為と認定される。
  - 3 本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示すことができないときは、不正行為と認定される。

(悪意に基づく告発)

- 第20条 調査委員会は、研究者による不正が認められなかった場合であって、告発が悪意に基づくものであると認められる場合には、その内容を審議の上、事実を認定する。
- 2 前項に規定する認定にあたって、調査委員会は告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知)

- 第21条 調査委員会は、本調査終了後、その結果を速やかに告発者および被告発者、ならびに被告発者以外で不正行為に関与したと認められた者に対して通知する。
- 2 調査委員会は、被告発者ならびに被告発者以外で不正行為に関与したと認められた者が所属する機関に対して本調査結果を通知する。
  - 3 前条の規定にもとづき、告発が悪意にもとづくものと認定された場合、調査委員会は、告発者が所属する機関に対して本調査結果を通知する。

(不服申立て)

- 第22条 本調査の結果、研究活動に係る不正行為が認められた被告発者、または告発が悪意にもとづくものと認められた告発者は、あらかじめ調査委員会が定めた期間内に不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申立ての審査・再調査は調査委員会が行う。
  - 3 調査委員長は、不服申立ての内容を踏まえ調査委員の交代もしくは追加を行うことができる。
  - 4 調査委員会は、不服申立ての内容を踏まえ、速やかに再調査の要否を決定するとともに、その結果を速やかに不服申立てを行った者に対し通知する。
  - 5 調査委員会が、再調査の実施を決定した場合、調査の実施、悪意に基づく告発、調査結果の通知については、第18条から第21条までの規定を準用する。この場合において、「本調査」とあるのは「再調査」と、第18条第1項中の「告発を受け取って60日以内に当該告発に」とあるのは「不服申立てを受け取って30日以内に当該不服申立てに」と、同条第5項中の「150日以内」とあるのは「50日以内」と読み替えるものとする。

(調査結果の公表)

- 第23条 調査委員会は、調査の結果、不正行為が行われたことが認められた場合には、その調査結果を公表する。不正行為が行われなかったと認められた場合には、原則として調査結果を公表しない。
- 2 前項の調査結果の公表においては、少なくとも次に掲げるものを含める。
    - (1) 不正に関与した者の氏名・所属・不正の内容
    - (2) 大学が調査結果の公表までに行った措置の内容

(3) 調査委員の氏名・所属

(4) 調査の方法・手順

3 第2項1号について、合理的な理由がある場合には非公表とすることができる。

(懲戒)

第24条 最高管理責任者は、調査委員会からの報告を踏まえ、不正に関与した者および悪意に基づく通報者等に対しては、教職員については就業規則にもとづく制裁、学生については学則にもとづく懲戒の対象とする。

2 最高管理責任者は、調査委員会からの意見を踏まえて、適切な再発防止策を講じる。

(守秘義務)

第25条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第25条の2 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(関係省庁および配分機関等への報告と協力)

第26条 調査委員会は、外部研究費を用いて行われている研究活動について、研究活動に関する不正行為の疑義についての本調査の実施を決定した場合には、以下の各号を行わなければならない。

(1) 本調査の実施の決定後、直ちにその旨を配分機関に報告する。

(2) 告発の受付から、210日以内に、本調査結果、不正発生要因、再発防止策を含む本調査結果報告書を、関係省庁に提出する。期間内に本調査が終了しない場合であっても、本調査の中間報告を関係省庁に提出する。

(3) 第20条に規定する悪意にもとづく告発が認定されたときには、配分機関に報告する。

(4) 本調査結果の通知にあたり不服申立てがあった場合には、配分機関に報告する。不服申立ての却下および再調査開始の決定をしたときも同様に、配分機関に報告する。さらに、不服申立ての受付から50日以内に、先の本調査結果を覆すか否かを含む再調査結果について配分機関に報告する。

2 前項に規定する配分機関への報告について、本調査を行う疑義の対象となる研究が、公的研究費を用いて行われている場合には、関係省庁へも報告を行わなければならない。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会への諮問の上で学長が行う。

附 則

この規程は、2023年3月9日から施行する。

附 則

2023年7月13日 第18条の2、第18条の3、第25条の2の新設、第2条、第13条、第15条、第18条、第19条、第22条、第25条、第26条の改正を行なった。第13条、第15条の改正にあたっては、同条における項番号の付け替えを行った。本変更は、2023年7月13日から施行する。